

公立大学法人山梨県立大学教育本部規程

(平成22年4月1日制定 法人第2301号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第16条第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学教育本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項について検討し、実施する。

- (1) 全学的な教育課程に関すること
- (2) 教養教育に関すること
- (3) 教職課程に関すること
- (4) 学生及び学生団体の指導に関すること
- (5) 学生生活の支援に関すること
- (6) 学生の表彰、懲罰に関すること
- (7) 奨学金に関すること
- (8) その他の教育、学生厚生に関すること

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事
- (2) 学部長・研究科長
- (3) 全学教育委員会委員長
- (4) 学生厚生委員会委員長
- (5) 学務課長
- (6) 池田事務室長
- (7) 本部長が指名した者

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は前条第1号の者を、副本部長は前条第3号の者をもって充てる。

3 本部長は、教育本部の会議を招集し、その議長となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議は、教育本部構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議事)

第6条 本部の会議の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴聞)

第7条 議長が必要と認めるときは、本部の会議に本部構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会)

第8条 本部の円滑な運営を図るため、全学教育委員会及び学生厚生委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 本部の事務は、学務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。